

京都市国民健康保険規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年12月2日

京都市長 門川 大作

京都市規則第60号

京都市国民健康保険規則の一部を改正する規則

京都市国民健康保険規則の一部を次のように改正する。

第8条各号列記以外の部分中「に出産を証明する書類（同条第1項第2号に掲げる額の支給を受けようとする場合にあっては、当該書類及び同号に掲げる出産であると認定するために必要な書類で別に定めるもの）を添えて、」を「を」に改め、同条に次の2項を加える。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 出産を証明する書類

(2) 条例第7条第1項第2号に掲げる額の支給を受けようとする場合にあっては、同号に掲げる出産であると認定するために必要な書類で別に定めるもの

(3) 被保険者が海外で出産した場合にあっては、次に掲げる書類

ア 旅券、航空券その他の当該被保険者が海外に渡航した事実を証する書類の写し

イ 市長が当該被保険者が海外で出産した事実を調査することについての当該被保険者の同意書

3 前項の書類が外国語で作成されたものであるときは、当該書類に日本語による翻訳文を添付しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市国民健康保険規則の規定は、この規則の施行の日以後の出産育児一時金の支給の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

(保健福祉局生活福祉部保険年金課)